

平成16年(行ウ)第497号 公金支出差止(住民訴訟)請求事件

原告 深澤 洋子 外43名

被告 東京都知事 外4名

原告準備書面(13)

(利水に関する求釈明)

2007(平成19)年3月9日

東京地方裁判所 民事第3部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 高橋 利明 

弁護士 大川 隆司 

弁護士 羽倉 佐知子 

弁護士 土橋 実 

弁護士 只野 靖 

弁護士 谷合 周三 

ほか28名

訴訟復代理人

弁護士 西島 和 

原告らは、2007年2月6日付被告ら準備書面（12）に対する反論のため、以下の各点について、釈明を求める。

各項目毎に回答していただきたい。

第1 2006年10月17日付原告準備書面（11）において釈明を求めた事項

原告らが、2006年10月17日付原告準備書面（11）（28頁以下）において釈明を求めた事項について、2007年2月6日付被告ら準備書面（12）では、項目毎の釈明を行っていないが、被告らが、反論中において釈明している部分があるようなので、その部分については、原告らの理解を記載する。原告らの理解が誤っているのであれば、その旨を指摘されたい。

また、回答がないと思われる箇所について、改めて項目毎に釈明を求める。

1 利水安全度について

(1) 被告準備書面（7）における「利水安全度1／10」という概念は、「東京水道新世紀構想—STEP21—」（乙第104号証）の「給水安全度1／10」と同義か否か。

被告ら：直接の回答はない。

(2) 仮に、同義だとすれば、結局、東京都は、従前の整備目標である「利水安全度1／5」を、「利水安全度1／10」に大幅に引き上げたことになるが、このような決定を、東京都のどの機関が、いつ、いかなる方法によって決定したのか、決定に至る手続について、明らかにするように求める。

被告ら：直接の回答はない。

(3) 仮に、異なる概念だとすれば、「東京水道新世紀構想—S T E P 2 1—」(乙第104号証) の「給水安全度」の記載は、従前の整備目標である「利水安全度1／5」に何ら影響を与えないものと考えざるを得ないが、そのような理解でよいか。

被告ら：直接の回答はない。

2 被告準備書面(8)の5頁において、将来の保有水源量を再評価した数字が示されているが、その根拠が何も示されていない。ついては、次のことを明らかにされたい。

(1) 霞ヶ浦導水及び霞ヶ浦開発を除く利根川水系、霞ヶ浦導水及び霞ヶ浦開発、荒川水系の減少率がそれぞれ20%、0%、22.5%となっているが、これらの値を求めた計算根拠をすべて明らかにされたい。

被告ら：国土交通省から示された利水安全度1／10における切り下げ率(減少率)(乙第120号証)を用いた(被告ら準備書面(12)の18頁～19頁)

(2) 上記の20%、0%、22.5%は国と東京都のいずれがいつ計算したものなのか、明らかにされたい。

被告ら：国である(ただし被告らの主張の趣旨による)。

(3) 上記の数字を国が求めたならば、その計算結果の妥当性を東京都が検証したことがあるのか。あるならば、その検証の結果を明らかにされたい。

被告ら：回答なし。

(4) 5頁の表において多摩川水系などの水源量を評価した根拠を明らかにされたい。

被告ら：回答なし。

3 被告準備書面（7）21頁の2～5行目に「5年に1回程度発生する規模の渇水時には、近年の小雨傾向により河川流況が減少傾向にあることから、河川から取水できる水量は当初計画した水量に比べておおよそ2割減少することを示している。」と記されているが、被告準備書面（8）5頁に示されている10年に1回程度の渇水年における保有水源量の減少率との関係が不明瞭である。両者の関係を明確に説明されたい。

被告ら：直接の回答はない。

第2 被告ら準備書面（12）に関する求釈明

1 課題を抱える水源について

被告ら準備書面（12）3頁において東京都は「課題を抱える水源」を日量82万m³保有していることであるが、これについて以下の事実を明らかにされたい。

なお、乙第84号証によれば、「課題を抱える水源」とは、

中川・江戸川緊急暫定44万m³/日

砧上・下18万m³/日

相模川(分水)20万m³/日

の3つである。

(1) 「課題のある水源」は、それぞれ何年からの取水実績があるのか。

(2) 「課題のある水源」は、それぞれ具体的にどのような「課題」があるのか。「課題」の内容をできる限り詳細に示されたい。

(3) 「課題のある水源」のそれぞれの「課題」を解決するための対策があれば、示されたい。

(4) 東京都は上記(3)のそれぞれの対策を実施することを予定しているのか。予定しているとすれば、その費用及び実施の目処について、明らかにされたい。

2 2001年度以降の値について

(1) 被告ら準備書面(12)8頁の図1において、生活用水／給水人口の推計値と実績値が対比されているが、この対比が2000年度で終っている。2001～2005年度についても、被告らは把握していると思われるので、対比したデータを示されたい。

(2) 同書面9頁の図2において、用途別使用水量の実績値が示されているが、この実績値が2000年度で終っている。これについても、2001～2005年度の実績値を示されたい。

3 ハッ場ダムによる取水制限日数削減効果

被告ら準備書面(12)17頁の図5で、「ハッ場ダムが完成していた場合の取水制限日数削減効果」が示されているが、夏期には2500万m³の利水容量（既設ダムの7%）しかないハッ場ダムにそのような削減効果があることは理解したい。

取水制限日数削減効果の計算根拠データ及び計算の過程を、出来る限り詳細に明らかにされたい。

以上